

和歌山県立

もん じま かん

文書館だより

第44号 平成27年11月

紀伊萬朝報

縁起は悪いか
無意味の迷信

日露邊に眼よか

緊迫せる兩國の關係
天野 三歩

語草戀火判

庄野 光葉

三和野湯支店
金屋出張所

音村えい
指宿店新牛丁

強勉大油のきのみ
めしみのき
福太郎

つねほ
柔道教授
第一中野道場
第二中野道場

神通靈波療法
何病も快クナリマス
川口法譽

自動車の御用は
是非伊藤自動車へ
伊藤自動車部

岩崎内科醫院
診療科目
診療時間

毎日定期高屋城村和歌山間往復
山保貨物自動車部



『紀伊万朝報』、ついに御目見え！

当館では平成二十五年(二〇一三)度に新聞『紀伊万朝報』を購入しました。『紀伊万朝報』は大正十四年(一九二五)から昭和十七年(一九四二)にかけて有田郡湯浅町で発刊されていた新聞です。

ただ、その発刊事実こそ知られていなかった。もしかすると原紙を個別にお持ちの方がおられるかもしれませんが、ある程度まとまった形で入手することができたのは幸運といえるでしょう。

もともと、今回購入できたのは昭和九年(一九三四)と昭和十三年から同十五年までの四カ年分であり、しかもそのうちに欠号も多く見られますので、『紀伊万朝報』の全体量からすれば「ごくわずか」ということになりました。

それでも、戦前の有田・湯浅で発刊されていた新聞がほとんど伝存していない現状を鑑みると、その史料価値は高いといつてよいでしょう。そこで実見を踏まえ、若干ではありますが『紀伊万朝報』について紹介してみようと思います。

有田・湯浅の新聞略史

「有田郡は新聞不毛の地」。これは大正から昭和にかけて刊行された有田関連の文献でよく目にするフレーズです。有田

出身者ですら、こう自認するほどでした(児島頼陽『有田郡新聞興亡史』)。

有田郡はかの浜口梧陵や、大正・昭和における和歌山新聞界の巨人、『和歌山日日新聞』社長の山崎伝之助らを輩出した土地柄でもあるのですが、「有田郡は和歌山県下に於いても一等文化程度の低い地である」とまでいわれることもあったのです(並木茂『和歌山新聞合戦』)。

このように評価されていた有田郡における新聞の発刊状況を、まずは確認しておきましょう。

和歌山県で本格的な新聞が登場するのは一八九〇年代に入ってから。和歌山市で『和歌山新報』や『紀伊毎日新聞』などが発刊されるにいたりましたが、郡部で初めて発行されたのはそれから少し遅れた明治二十九年(一八九六)、新宮の『熊野新報』でした。

その後、同じく新宮の『熊野実業新聞』、田辺の『牟婁新報』が続ぎ、それに次いでようやく有田郡で新聞が創刊されたのは明治三十四年(一九〇一)のこと。湯浅に『有田』が産声をあげたのです。『有田』は明治三十九年に廃刊となりますが、翌年には『新有田』としてリニューアル創刊されました。

明治四十五年(一九二二)には『有田紀伊新報』が発刊されるも、これは短命に終わり翌年には廃刊。その後しばらくの

間、有田郡のジャーナリズム界は『新有田』の独壇場が続くことになりました。このあたりの事情が「新聞不毛の地」との評価につながったのでしょう。

この沈黙が破られたのは大正十二年(一九二三)から同十五年にかけて。立て続けに新たな新聞が簇生していきましました。すなわち、箕島の『南海時報』『太陽新聞』『南紀改造新聞』と湯浅の『紀伊万朝報』がそれで、これら四紙は有田郡の地方文化に新たな息吹をもたらしていったのです。

表1：有田郡で発刊されていた新聞(昭和2年<1927>現在)

紙名	創刊年月	刊行頻度	発行所	発行部数	頒布区域	中心人物	党派
新有田	明治40年(1907)	隔日刊	湯浅町	1,911	県下、大阪府、一部県外	法眼弥兵衛、花手啓三	政友会
南海時報	大正12年(1923)	旬刊	箕島町	2,200	主として県下、少数県外	宮本久満夫	なし
太陽新聞	大正13年(1924)	隔日刊	箕島町	1,200	県下、大阪府、一部県外	児島頼陽	政友会
紀伊万朝報	大正14年(1925)	隔日刊	湯浅町	3,000	県下、大阪府、一部県外	室賛、室忠顕、室正晃	民政党
南紀改造新聞	大正15年(1926)	旬刊	箕島町	1,000	県下一円	久保良夫	なし

備考：内務省警保局「新聞雑誌及通信社二関スル調査」昭和2年(『新聞雑誌社特秘調査』)、児島頼陽『有田郡新聞興亡史』などにより作成。

表1は昭和二年(一九二七)現在の有田郡で経営が確認される新聞の発行状況を示したものです。ここからは『紀伊万朝報』が郡内で最大の新聞であることがうかがえます。『紀伊万朝報』をはじめとする有田郡内の新聞が凌ぎを削りながら切磋琢磨し合うことを通じ、有田の言論空間や生活文化は活性化していったことでしょう。

しかしこうした状況も、戦時体制に突入すると終わりを告げました。昭和十四年(一九三九)頃から推進された新聞統制により、全県一紙への統合が始まったからです。有田郡の多くの新聞も国策の潮流に応じて廃刊。そうしたなか、『紀伊万朝報』のみは統合に応じようとはせず抵抗し、昭和十七年五月まで命脈を保つたことは特筆に値します。

紀伊の『万朝報』？

それでは、『紀伊万朝報』はどのような性格の新聞だったのでしょうか。当時から、湯浅の新聞として先輩格の『新有田』と後発の『紀伊万朝報』はかならず比較の対象とされてきました。

箕島で『太陽新聞』を創刊した児島頼陽によれば、官庁の公報記事を重点的に掲載していたため「官報新聞」と揶揄された『新有田』とは対照的に、『紀伊万朝報』は政治・社会記事をハデに取り扱った、気骨ある新聞と一般に認識され、娯楽を重視する編集方針に対する評価も高かったようです(児島頼陽『有田郡新聞興亡史』)。

ただし、これらは当時の貴重な証言で

あることに違いありませんが、いずれも回想や風評であり、史料上確認されたものではありません。『紀伊万朝報』の創刊号が伝存していれば、そこにおそらくは「発刊の辞」、あるいはそれに類似したものが掲載されているはずですが、創刊号を見るのが叶わない現在、『紀伊万朝報』がどのような企図で発刊されたのか、具体的なことはわかりません。

そこで試みに、特徴的な紙名を手がかりにこの点を考えてみましょう。『紀伊万朝報』というネーミングから、少なくとも紀州和歌山の『万朝報』たらんという意気込みが読みとれます。

『万朝報』とは、探偵小説作家でも知られる黒岩派香が明治二十五年(一八九二)東京で創刊、特に醜聞暴露の社会面記事(いわゆる三面記事)と連載小説などの文芸欄を売りにした小新聞です。あつという間に東京最大の部数を誇る新聞に急成長、新聞の大衆化を実現していききました。その後、内村鑑三・幸徳秋水・堺利彦らの入社により、社会改良を目指す言論活動にも乗り出します。が、日露戦争をめぐって社内は主戦論と非戦論に分裂し、非戦論の内村・幸徳・堺が退社、社会改良運動は挫折しました。

もともと黒岩は反権威主義的な立場を堅持し、明治末年から大正初年にかけての民衆運動(いわゆる第一次護憲運動)では、茅原華山を擁して指導的役割を果たします。しかしそれ以降は、新聞界の大勢となった企業的報道機関化の波に乗り遅れ、次第に劣勢となっていきました。このように、『紀伊万朝報』が発刊され

た時期には『万朝報』は衰退の一途を辿るばかり。「万朝報」の名を冠した新聞の発刊が流行るはずもないなかで『紀伊万朝報』と名付けられたのは、その創刊者が本家本元の理念や豊富な文化面に共感していたからかもしれません。

賛と忠頭・正晃の室家父子

では創刊者の話に移りましょう。『紀伊万朝報』はもともと、大正十二年(一九二二)玉置留之進(湯浅町議員、有田酒類販売KK社長)が創刊した新聞でした。それを大正十四年の四月、室賛が玉置より譲り受け、その子である忠頭(写真1)・正晃とともに一家で新たに創刊・運営にあたったのです(表1も参照)。



写真1: 室忠頭 (『有田郡新聞興亡史』より)

大字湯浅二二四八に構えられた紀伊万朝報社の社主をつとめたのが父親の賛でした。彼は和歌山県の警察畑を渡り歩いてきた官吏で、警務服のまま芸妓遊びにふけて部下から辞職を要請されるなど、さまざまなエピソードをもっている人物でもあります。

賛の名は、『和歌山県職員録』や『職員録』(全国版)の明治四十二年(一九〇九)版から大正十一年(一九二二)版で確認することができます(写真2)。これらには

ある一定のランク以上しか掲載されていませんが、彼が警部として新宮警察署勤務から同署の本宮分署長、田辺警察署本分署長、岩出警察署粉河分署長と分署長を歴任、一時和歌山警察署勤めを経て湯浅警察署長に昇進していったことがわかります。

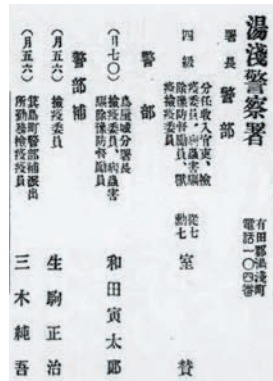


写真2: 『和歌山県職員録』(大正十一年六月末日現在) (国立国会図書館近代デジタルライブラリーより)

その後職員録から賛の名が見えなくなることから、彼は湯浅警察署長をもってリタイア、終職の地である湯浅に居を落ち着け、『紀伊万朝報』の創刊にあたりと考えてよいでしょう。すなわち、『紀伊万朝報』は有田・湯浅の「在の人」ではない室一家によって創刊・運営されていた可能性が高いわけです。

そしてこの室一家のうち、社主・父親の賛に支えられながら『紀伊万朝報』のジャーナリズム活動を実質的に担っていたのが、彼の二人の息子、忠頭と正晃の兄弟でした。彼らが取材・記事・編集を担当していたのです。

創刊当時の二人は覇気に満ちた二十代の青年で、和歌山市で発刊されていた大新聞『紀伊毎日新聞』の県政記者をつとめていた弟の正晃が主に政治面を担い、兄の忠頭は社会面や文化面を担当、風刺をきかせた記事を編んでいました。ともに

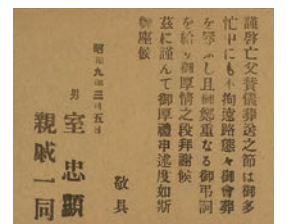


写真3: 『紀伊万朝報』 昭和9年3月5日付

筆が冴え、特に寡黙な青年だった正晃の文才には多くの読者が魅了されたといわれています。

しかし天は二物を与えず、正晃は昭和三年(一九二八)に病死。息子たちを社主としてバックアップしてきた賛も、昭和九年この世を去りました(写真3)。当館で入手した『紀伊万朝報』は、弟と父に先立たれ独りこの世に残された忠頭が孤軍奮闘していた時期のものにあたります。

昭と戦前期の『紀伊万朝報』

『紀伊万朝報』に目を通すと、中央の政治経済の動向は間接的に触れるにとどまり、記事の中心は一貫して湯浅町、有田郡、和歌山県の地域情報であることは一目瞭然です。

表2は昭和九年(一九三四)に限りませんが、『紀伊万朝報』の紙面上の特徴を示したものです。戦時体制に突入した昭和十三年から同十五年にかけての紙面ともなると軍事色が強まり(写真4)、料金値上げや頁数の削減(写真5)など



写真4: 『紀伊万朝報』 昭和13年12月13日付

示したものです。戦時体制に突入した昭和十三年から同十五年にかけての紙面ともなると軍事色が強まり(写真4)、料金値上げや頁数の削減(写真5)など

表2：『紀伊万朝報』の書誌情報
(昭和9年(1934))

値段	1部3銭、1ヵ月40銭
広告料	5号1行50銭
段組・頁数	11段4頁
発行日	奇数日(31日は休刊)
社説	普通
寄稿	多い
政治記事	普通
外国記事	少ない
文化欄	多い
連載モノ	多い
掲載広告	多い

ば、この時期の『紀伊万朝報』の特徴はなんとといっても、文化面、文芸の連載モノ、掲載広告(表3・4参照)が多い点にあります。これは先述したとおり、創刊以来忠願が担ってきた役割に起因するものであることは容易に推測されます。またこの点は、紀伊万朝報社が旭劇場(旭座)を中心に催事活動を活発におこなっていたこととも関連するでしょう(写真6・7)。

文化面のなかでも「家庭」「家庭婦人」欄には目を見張るものがあり、料理、食事、その他の家事、結婚、育児、健康、化粧、服装、ペットの飼育など、多方面にわたって取り扱われています。「家庭向きのコーナー」の出し方 常識として必要」と題する社説が掲げられていることもあるほどです。

これらはいずれも女性、特に既婚女性

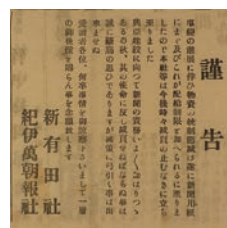


写真5：『紀伊万朝報』
昭和14年9月17日付

少々趣を異に
していきま
す、大凡の傾
向をつかむに
は問題ないで
しょう。

これによれ

表3：『紀伊万朝報』の掲載広告：職種別内訳 (%)

	産業	金融	薬・化粧品	医療	教育	文化	家財	食料	交通	農業	衣料	個人連絡	計
昭和9年(1934)	4.9	4.6	2.2	28.5	8.6	12.0	9.6	9.8	6.1	3.5	6.4	3.9	100.0
昭和13年(1938)	10.9	6.1	6.6	20.7	6.7	6.9	3.4	23.7	6.1	4.7	3.0	1.2	100.0

表4：『紀伊万朝報』の掲載広告：地域別内訳 (%)

	湯浅町内	有田郡内	和歌山県内	和歌山県外	不明	計
昭和9年(1934)	72.2	23.2	4.2	—	0.4	100.0
昭和13年(1938)	59.4	29.4	10.6	0.1	0.5	100.0

をターゲットにした内容となつてい
るとは注目してよいでしょう。ただ、「女
性や性差(ジェンダー)に関する固定観念
が前提となつている記事であることには

留意が必要です。

このほか、ラジオ番組表、旭劇場での
上映情報などが記された「えんげい」欄、
芸妓のランキングなどが掲げられた「花
柳風聞」欄、野球を中心とするスポーツ
欄などが加わり、さらに連載モノで八
一〇段、広告で一〜一五頁が費やされ
ると、以上だけで全頁の半分以上を占め
ることになります。

もつとも、湯浅町・有田郡に固有の政
治経済ネタもふんだんに報道されていま
す。湯浅だけでも町長・町議の選挙関連、
観光事業の模索など役場の動向、湯浅町
誌の編纂計画、農産物市況、出生死亡者
など、郡内でいえば町村長の公告、鉄道・
バスの交通事情、湯浅署の検挙犯罪調べ、
有田郡高等女学校の「性情」調査などの教
育事情、地震関連(安政南海地震など過
去の地震も含む)、有田地理同好会によ
る「郷土巡礼」など、挙げればきりがあ

ません。

また和歌山県内の動勢についても、和
歌山を代表する新聞ですら報道していな
い事実が散見されます。例えば、和歌山
県の招魂社(現・護国神社)が昭和十二年
(一九三七)に完成しますが、その着工に
あつたの建設趣意書などは非常に重要
なものです。

このように、『紀伊万朝報』の伝存する、
ごくわずかなものだけでも、一九三〇年
代の湯浅を中心に有田郡内や和歌山県内
のさまざまな動勢をうかがうに足る史料
といえるでしょう。当館では、『大阪朝
日新聞和歌山版』『紀伊毎日新聞』『和歌山
日日新聞』『和歌山新報』『牟婁新報』『昭和
新報』(当館たより四三三号参照)など、紙
焼複製版にて調査・研究に供しています
ので、ぜひご来館のうえご利用ください。

(平良 聡弘)

《参考文献》

- 並木茂著／岩崎辰次郎序『和歌山県新聞
合戦』(黒潮社、一九二五年)
- 寺田良太郎・榊井陽造監修／児島
頼陽著『有田郡新聞興亡史』(私家版、
一九六六年)
- 湯浅町誌編纂委員会編『湯浅町誌』(湯浅
町役場、一九六七年)
- 和歌山県史編さん委員会編『和歌
山県史』近現代一・二(和歌山県、
一九八九・九三年)
- 内務省警保局編『新聞雑誌社特秘調査』
(大正出版、一九七九年)



写真6：昭和30年頃の旭劇場
(『保存版 海南・有田今昔写真帖』
(郷土出版社、2008年)より)

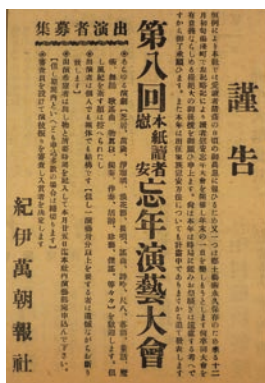


写真7：『紀伊万朝報』
昭和13年11月7日付

右は何年中
いずれの御制禁に候哉

洪を流シ鮎取り

文化六年(一八〇九)のことでした。高野山寺行人領本寺興山寺は、寺領での川の洪流しを禁じるよう高圧的に申し出て来た紀州藩那賀郡野上荘大庄屋山本又次郎に対し、一步も引かずに応戦します。

事の発端は百姓の鮎取りでした。六月四日大庄屋は、行人領地土岡本忠太夫・忠左衛門宛てに書状を送ります(写真1)。イ九一八。「藩領野上荘(旧野上町北西部)の川上に当たる行人領那賀郡神野荘(旧美里町)・志賀野荘(旧野上町北東部)で、寺領の百姓達が川に(柿)洪を流して鮎取りをするそうです。その洪水を野上荘で田地に引き込むならば稲の生育が悪くなり困ったことになるので、これをぜひ御差し止め下さいます様にと村々から願ひ出がありました」というのです。

この漁法、五百年も遡る正和四年(一三二五)十二月、神野荘にもかかる「殺生禁断の事」(「神野・猿川・真国三ヶ荘官連署起請文」、高野山文書、大日本古文書一六)の中にも「柿流し(柿流し)」として、「胡桃流し」(胡桃の毒を川に流す漁法)「薑流し」(薑の毒を流す方法)と共に取り上げられています。この地域の庶民にとっては伝統的な方法だったようです。

かねて御制禁

大庄屋は洪流しについて、「右は兼て御制禁、御承知の事と存じ奉り候」(これが従来からの御制禁(禁令)であるのは御承知のことと思います)といっています。つまり、「御制禁を知っているんでしょ、それなのに禁じないんですか」という慇懃無礼な嫌みなのです。大庄屋からすれば、洪流しの禁令は寺領・藩領共に出ているはずで、彼はそれを念頭に主張しているのでしょう。

そして、「自今右等の儀これ無き様貴所様より御取り扱い成られ候様致し度く御座候」(今後はこういうことのない様にそちら様がお取扱いなさる様に致したのです)と、ここは大変ていねいな婉曲表現。「致し度く御座候」は、「御取り扱い成さる可く候」「御取り扱い成られ候様頼み奉り候」では強すぎると考えて、「そうしたいなあ」と遠回しに述べる形です。代官同士とか大庄屋と胡乱者改めなど、同等の地位にある人物同士で使います。庶民が使う表現ではありません。

寺領地士は特殊です。紀州藩の地士は藩公認の浪人者ですから、武器を持つ者にふさわしい役務をこなします。ところが寺領では、行政の体制が未整備なためか、地士に大庄屋同様の役務が与えられていました。

否

さて、大庄屋は文末ではこの遠慮気味の姿勢をひっくり返して、「否(違う違う)、返答を書面で送って下さい」と求

めます。書状のことですから、敬語・謙讓語を駆使したていねいな表現が続きますが、その内実は大藩の圧力による、高々二万石の小領主高野山寺、その中で八六〇〇石を有するに過ぎない行人領興山寺への脅しです。「否」という一文字はその典型です。前文までのていねいな物言いから、威圧の姿勢に転じています。

要は「御制禁だというのは分かっているだろうに、今後こうした事のない様にちゃんと取り縮まれ、さつさと返答しに来い」といつているに過ぎません。もちろん大庄屋の理屈からすれば、「はい、おっしゃる通りに直ぐやります」という返書以外ありえないと思っていたのでしよう。圧力さえかければ簡単に決着が付くだろう、というのが大庄屋の台本だったに違いありません。

ただ、いくら高圧的だと言っても、さすがに高野山だけが寺領に対して持つ法の制定権までは否定することが出来ない。近世社会には近世社会の踏み越えてはい

けない秩序、根本原理が間違はなくあるのです。大藩紀州藩大庄屋が領域を越え、小領主高野山寺領に乗り込んで百姓に對して勝手に直接触を出すわけにはいけません。ですから、いくら理は紀州藩にあると思っただとしても、寺領に對して禁止を求め続けるしかないのです。

お答え、この者へ

五日後、六月九日付けで大庄屋は岡本氏に宛てて短い書状を書きます(イ九一五)。前日八日に岡本氏の使いが大庄屋宅へ出向いて口上(書)ではなここで口上は書面(口上(書))ではなく、文字通り、申し述べるだけの口上の意味です。誠意を持って返答するのならば、岡本氏は本来書面で応じるべきところでは。

しかし、この岡本氏の返答では「達し(洪流しを禁止させたことを自領百姓に通知する)に差し支える」と大庄屋はいいます。いったい何を岡本氏は言ったのやら。そう、岡本氏はまともに返答する気がありません。大庄屋が思い描いた台本は崩れ始めています。

一方の大庄屋、ぜひとも返答を得たい。「何と成す共」(「どうしても」でしようか)「お答えを紙面でこの者(書状を届けた使いの者)にお預けになるように」と、岡本氏が今そうせざるを得ないようにし向きます。

未だお答えもこれ無く

四日後の十三日付けで、岡本氏に大庄屋から三通目の書状が届きます(イ

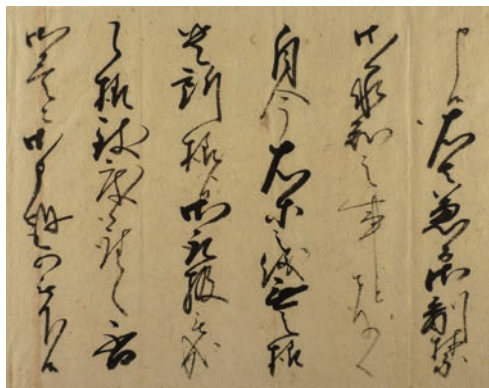


写真1 「否、御答二御申し越し下さる可く候」

九一六)。岡本氏は、二通目の書状を届けにきた人物に「十一日頃に返答する」と伝えたようで、即答せざるをえないようにし向けた大庄屋の作戦は失敗。大庄屋は岡本氏の言にしたがいが待っていたものの、岡本氏からは十三日になっても返答はありません。大庄屋は逆に翻弄ほんろうされています。

伺い登せ

六月二十日、行人領の自覚院が岡本氏宛の書状を書きます(写真2。イ九一七)。

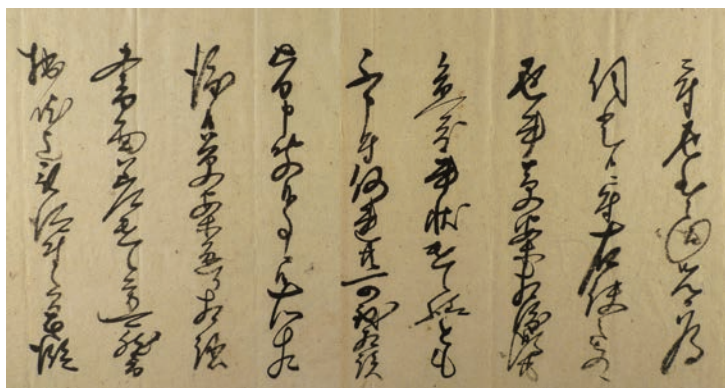


写真2 「使いのものへ返書草案相渡し候」

行人領の本寺が興山寺。自覚院はその代官の役務を担っていたといえましょうか。「国方大庄屋山本又次郎より書状到来二付き、返書の趣先日伺い登せ候」(藩の大庄屋から(岡本氏に)書状が届いたので、その返書をどうしたらいいのか(問い合わせる書面を)、先日(岡本氏は使いの者に持たせて自覚院に)登らせた)とあります。

ここで紀州藩大庄屋のことを「国方大庄屋」と表現している点はおもしろいですね。「国方」は、「紀伊国」です。自分たちも紀伊国の一部なのに、高野山は紀伊国ではない、高野山そのものなんだという意識なのでしょう。

「先日」とはいつなのか。大庄屋からの高圧的な最初の書状が六月四日付けでしたから、おそらく岡本氏はすぐさま使いの者を高野山自覚院に登らせたに違いありません。自覚院はさらに興山寺に報告したものの、興山寺では対応を決めるまでに日数がかかったのでしょうか。岡本氏が大庄屋からの求めに対し、ともに返答してこなかったのは、困惑していたとか曖昧にしようとしていたとかではなく、興山寺の結論が出るまでの時間稼ぎだったのです。

自覚院は岡本氏の使いの者へ、(興山寺が書いた「返書草案」を渡し、「草案通りに書いた返書を大庄屋に渡すように」と(興山寺が)御命じになった)といえます。もつとも、ここでは返書草案の内容には触れていません。

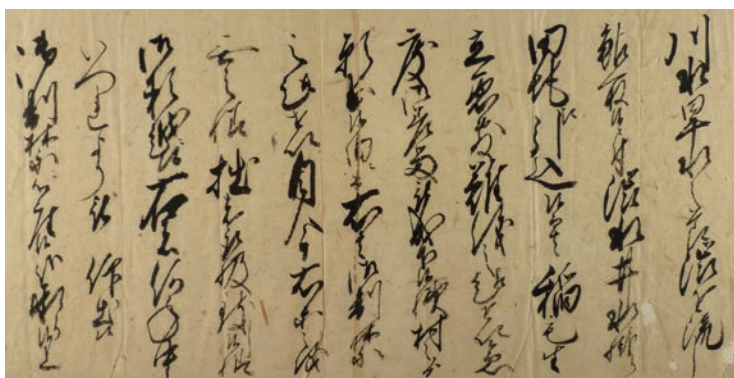


写真3 「右は何年中いつれより仰せ出でられ候御制禁二御座候哉」

鮎取り候

これを受けて、二十三日付けで岡本氏としては初めてですが、大庄屋宛ての返書を出しました。ここでは、思いもかけない方向で大庄屋の申し出を拒絶しています(写真3。イ六九三)。つまりこれが興山寺が作った返書草案の内容なのでしょう。

前半は六月四日付け大庄屋書状の引用です。いくつかの箇所で大庄屋の言い回しを変えていて、そこに興山寺の考えがよく出ています。

大庄屋は、「洪を流シ鮎取り候由二相聞え申し候」(寺領の百姓が)洪を流し鮎取りをするそうです(イ六九三)といっています。

自分で見聞きしたのではないわけですから伝聞の形を取っています。これを返書は単純に、「洪を流し鮎取り候二付き」(洪を流して鮎取りをするの)としていきます。つまり、洪は流してないと突っぱねることも出来るはずですが、返書は洪を流したかどうかで争おうとしているのではないと読むことができます。

の趣を以て

大庄屋書状が「稲毛生え立ち悪しく難儀仕り候間」(稲毛の生育が悪くなり(藩領の百姓が)困るので)としてるところを、返書は、「稲毛生え立ち悪しく難儀の趣を以て」に変えています。「の趣を以て」ですから、「困る」という理由で」とそちらは言っていますがねという意味です。否定するといふほどではないのですが、影響があるかどうかをぼやかしています。

影響をめぐっての因果関係というのは大変難しく、今日でも争いになるのはほとんどがこの点に関わってきます。返書でも洪流しの影響などあるわけがないと反論することも可能はずですが、そういう方向で主張しているという意図はみられません。

「の趣を以て」という表現は、大庄屋の「右は兼て御制禁、御承知の事と存じ奉り候」(洪流しが従来からの御制禁であるのは御承知のことと思います)をいいかえた箇所でも使われます。これを返書は、「右は御制禁の趣を以て」(御制禁だという理由で)に変えています。つまり、

そちらは御制禁だとおっしゃっていますねと述べ、やんわりと相手の主張を拒んでいきます。これが返書の主張の伏線になっています。

何年中いずれより

さて、返書はいよいよ核心に入ります。「右は何年中いづれ(いずれ)より仰せ出られ候御制禁二御座候哉」(大庄屋のおっしゃる御制禁というのは、いつ、どこが(高野山か紀州藩か)ご命じになった御制禁だということですか)。

大庄屋からすれば御制禁は疑う余地もない周知の事実ということなのでしょう。制禁が出ているやらないやらで争わなければならぬとは露ほども思わなかったはず。

それを返書は反論の中心に持ってきた。そんなものわしや知らんと。洪流しの事実で争うのでも、百姓への影響を否定するのでもなく、今日では最も考えにくい戦い方、制禁の存在そのものを否定するという戦法に出たのです。

法は自然消滅する

この争い方は今日では考えられない。でも近世ではそれほど希ではなかったの

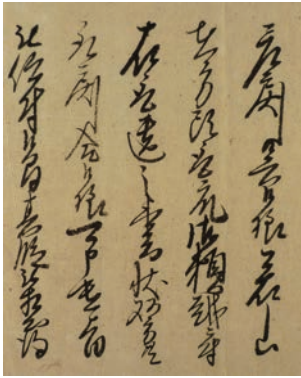


写真4 「書状双方共取り戻し合い候様」

ではないでしょうか。たとえ大庄屋にとつては想定外だったとしても。

近代法では、廃止を決定して初めて法は無効になります。廃止を決めなければ法はいつまでも生き続けます。今日でも明治の法制で有効なものが残っています。ところが近世社会では、法は自然消滅するものでした。ですから、今日と異なって、同じような内容の法が繰り返して繰り返し出されるのは、一つの法の効力を持続させるための方法だったのです。

岡本氏がのらりくらりと返答を避けていた十数日。鮎取りに関して御制禁が出ているのかどうか、出ていたとしてもその時点で有効なのかどうか、興山寺が検討していたのでしょうか。

「御制禁の内容について詳しくおっしゃって下さい」。これは興山寺、しばらくは誤魔化したりしようとしているのではなく、自信満々なのかも知れません。御制禁は問題ではないと。興山寺は大藩の言いなりになるところか、思わぬ方法で真つ向勝負に出たのです。

差し戻しくれ

事態はさらに意外な方向に振れます。翌年のことならば八か月後になります。二月二十五日付けで、自覚院から岡本氏に再び書状が届きます(写真4)。イ七〇七。大庄屋からの書状を、「差し戻し候様」(差し戻してください)「若山在方頭取衆(代官のことでしょうか)が頼んで来た」といいます。これを受けて興山寺が、「やりとりした書状を双方共に取り戻し合う様に伝えると御命じになった」

というのです。

なぜこうした方向に事が進んでいったのか。大庄屋に代り藩の代官が出て来て「差し戻し呉」、大庄屋が失礼なことをした、もうなかったことにしようとする、かかったのです。つまり藩の側に瑕疵がありそれを認めたことになりました。

洪流しの問題を越えて、御制禁が有効なのかどうか紀州藩と興山寺で争われることになり、あるいは興山寺は幕府社奉行に訴えたのかも知れません。大庄屋がそう思いこんでいただけで、「御制禁」は本当に出ていなかったか、すでに無効と判断できたのかも知れません。だとすれば、思いがけない興山寺の戦い方は、実は極めてまともだったことになります。

取り戻し合い

「取り戻し合い」を命じた興山寺でしたが、しかしそれはどうも不発に終わつたようです。大庄屋の書状三通(イ九一八・九一五・九一六)は大庄屋の直筆らしく、封紙もあるのですが、これが岡本家に残ったままです。

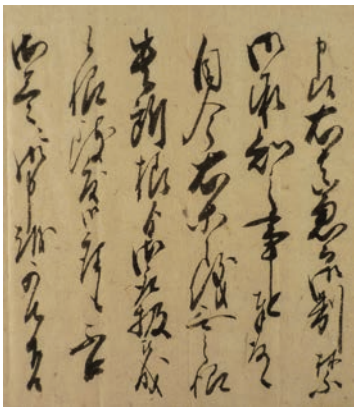


写真5 岡本氏筆大庄屋書状

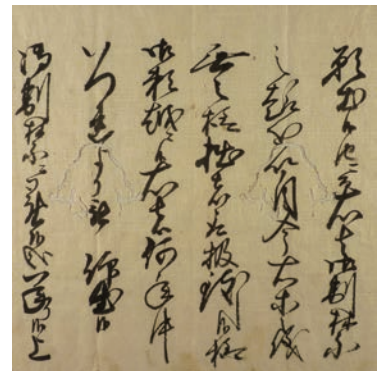


写真6 自覚院筆岡本氏書状

面白いことに、大庄屋の三通の書状には、岡本氏の筆跡と思われる写しが岡本家にあります(イ九一一-写真5、九一二・九一三)。大庄屋に戻すつもりで念のために写しを作るところまでは行ったものの、途中で返却を中止したということなのでしょう。

岡本家にある大庄屋宛て書状(イ六九三)は岡本氏の筆跡のようですが、「扣」と記してありますので、始めから岡本氏の手元にあった手控えだと分かります。大庄屋も岡本氏に書状を返していいのでしょうか。

この大庄屋宛書状には、もう一通写し(写真6。イ九一四)が岡本家にあるのです。ところが、これは自覚院の役人の筆跡のようです(イ九一七と酷似した筆跡)。自覚院だけが興山寺の指示に忠実に、写しまでも岡本氏に戻してきたのでしょうか。

「差し戻し呉」「取り戻し合い」でこの争いをなかつたことにするはずでした。けれども最後は、岡本氏も大庄屋もお上の意思に必ずしも従わないままに終わったようです。(遊佐教寛)

平成二十七年 古文書講座Ⅰ

七月から九月にかけて、古文書講座Ⅰを開催しました。

今回の題材は、日高郡藤井村(現御坊市藤田町藤井)の江川組と天田組の大庄屋を務めた瀬戸家の文書です。大庄屋の役務は藩から託された村の支配や犯罪の取締りとどまりません。今回は、その中から、農民の家族にまつわる問題に焦点をあて、遊佐教寛研究員がわかりやすく解説しました。

各回の講座内容は、次のとおりです。

大庄屋瀬戸家と農民の家族問題

入門

第1回 家業疎か 7月18日(土)

第2回 両親共大切にいたし 8月1日(土)

初級・中級

第1回 隣町より帰り申さず 8月22日(土)

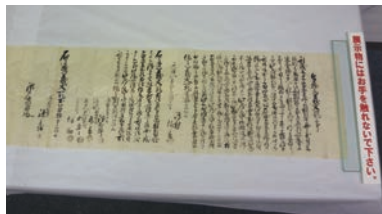
第2回 せん再縁 8月29日(土)

第3回 妻子世話振り 9月5日(土)

「入門」には、延べ一〇八名、「初級・中級」は、延べ一六一名の出席があり、アンケートでは七割以上の方から「興味深くおもしろかった」との回答をいただきました。

「入門」アンケート(抜粋)

・尊敬と謙譲のことばの大切さがわかった。大庄屋の事務処理大変そうですね。
・歴史的背景や敬語の使い方を詳しく指導下さるのでよくわかります。



・読む文字から読んでいけばよいとおっしゃって下さるので、取り組みやすいです。
・数年前から古文書を見る機会が増え、文字やその意味がわからなかったのですが、少しわかったような気がしました。

「初級・中級」アンケート(抜粋)

・大庄屋も大変！裁定は大変！
・民事まで司る大庄屋はかなりの人格者に違いない。それにしてもひとつの案件にどれだけの文書が行き交ったのかを思うと、その労力にくらぐらする。
・当時の大庄屋の立ち位置や行動など適切な解説を頂き楽しく拝聴できました。



・講師の話しぶりがとてもユニークで楽しませていただきました。多忙な日々のなか、一滴の清涼剤のような時間を持つことができて幸せでした。

文書館の利用案内

■利用方法

◆閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。



◆閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。
◆複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

■開館時間

◆火曜日～金曜日 午前10時～午後6時
◆土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

■休館日

◆月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)
◆年末年始 12月29日～1月3日
◆館内整理日 1月4日
(月曜日のときは、5日)

■交通のご案内

◆JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分
◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス <https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第44号

平成27年11月30日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
〒644-1100 五丁
和歌山市西高松一丁目七三三
きのくに志学館内
電話 〇七三-四三六-九五四〇
FAX 〇七三-四三六-九五四一
印刷 株式会社ウイング